

平成27年分から

寄附に対する税控除(寄附金控除)が拡大・簡素化されました

寄附金控除に関する税制が改正され、地方自治体への現金寄附（ふるさと納税）を行った場合について、以下のとおり制度が拡大・簡素化されました。

①寄附金控除を受けられる寄附金の上限額が概ね2倍に引き上げられます

《モデルケース》年収700万円、夫婦と子ども2人（大学生と高校生）の世帯

平成26年分までは

寄附金控除を受けられる寄附金の上限額

38,000円

所得税と住民税を合わせた寄附金控除額

36,000円

平成27年分からは

寄附金控除を受けられる寄附金の上限額

74,000円

所得税と住民税を合わせた寄附金控除額

72,000円

※上記は目安の金額ですので実際の上限額や控除額は異なる場合があります

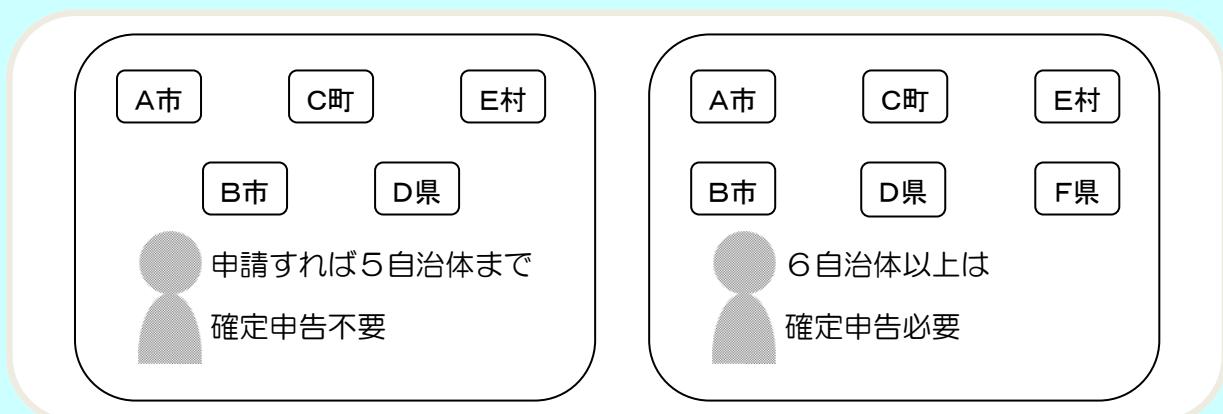
②給与所得の方は寄附金控除を受けるための確定申告が不要になります(注)

給与所得（給与等の支払い元が1か所）の方が地方自治体（5か所以内）に寄附された場合、原則平成27年度からは事前の申出で、寄附金控除を受けるための確定申告が不要になります。（所得税控除相当額は住民税から控除されます）

(注)引き続き寄附金控除を受けるためには確定申告が必要な方

①これまで確定申告が必要だった方（年収が2,000万円を超える方や自営業の方など）

②平成27年1月1日から平成27年3月31日までに寄附された方



ご自身の上限額など寄附金控除や確定申告についての詳細は

市区町村民税を納めている市区町村の税務担当窓口や税務署までお問い合わせください